

広島県告示第二百九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成二十四年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
二〇	尾道市原田町大字小原字矢形七四三番一、七四四番一、七四五番一、七四六番一、七四七番、七四八番、七四九番一、七五二番、五四九番の一部、五五〇番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第十三条の二第一号
二一	三原市沼田東町釜山字古権現三二一番一の一部	令第十三条の二第一号